

# 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度 相当分介護保険料の減免対象判定フローチャート

減免適応を受けようとする介護保険料が、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の納期限の設定されている令和4年度相当分の介護保険料である。

A: 該当しない。  
介護保険料の減免対象ではありません。

A: 該当する。Q1又はQ2へ

Q1: 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病(1か月以上の治療要する)を負った方であるか。

Q2: 主たる生計維持者の下記の①～④のいずれかの収入が令和3年中と令和4年中を比べ、**3割以上減少**した。  
①事業収入 ②不動産収入 ③給与収入 ④山林収入

A: 該当  
申請により、対象となる介護保険料が全額免除となる可能性があります。  
事実が確認できる書類のご準備をお願いします。  
【書類の参考例】  
死亡診断書、医師の診断書等

A: 減少しない。  
介護保険料の減免対象世帯ではありません。

A: 減少した。

Q: 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる上記①～④のいずれか以外で、令和3年中に400万円を超える所得があるか。

A: 令和3年中に①～④以外で400万円を超える所得がある。  
介護保険料の減免対象世帯ではありません。

A: 令和3年中に①～④以外で400万円を超える所得はない。  
介護保険料が全額または一部減免となる可能性があります。  
①事業所得 ②不動産所得 ③給与所得 ④山林所得  
①～④のうち当てはまるもので、収入が3割以上減少する見込みであることが確認できる書類の準備をお願いします。また、事業等の廃止や失業された場合には、その事実が確認できる書類の準備も併せてお願いします。  
【書類の参考例】  
帳簿、通帳、給与明細、廃業届、退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給者資格等